

○岡山市移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 屋外での移動に困難がある障害者・児について、移動支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第24項に規定する外出のための支援をいう。
- (2) 障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。
- (3) 支給決定障害者等 市が移動支援の支給を認める決定をした者をいう。
- (4) 介護加算対象者 厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）に掲げる要件に該当する者をいう。
- (5) サービス事業所 移動支援を行う事業所をいう。
- (6) ガイドヘルパー 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）に掲げる者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、支給決定障害者等に対し行われる次に掲げる移動支援事業とする。

(1) 次のいずれかに該当する外出に対するものであること。

ア 社会生活上必要不可欠な外出

イ 原則として1日の範囲内に行う余暇活動等社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない

外出を除く。)

ウ 小学校等への通学のための外出

- (2) 市長が必要と認める外出先での代筆及び代読又は身の回りの世話であること。
- (3) 本市及び近隣市町村の区域内におけるものであること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 支給決定に係る障害者又は障害児が施設に入所しているとき又は入院加療中であるとき。
- (2) 支給決定障害者等の家庭に感染症を有する者等があり、補助事業に支障を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 支給決定障害者等又はその家族による暴力行為等により、補助事業に支障を生ずるおそれがあるとき。
- (4) 支給決定に係る障害者又は障害児の保護者等が付き添うことができるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(支給決定)

第4条 移動支援の支給を認める決定（以下「支給決定」という。）を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、移動支援を受けようとする障害者（児）が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、支給決定を行い、別表に掲げる事項を記載した支給決定書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（以下「通知書」という。）及び地域生活支援受給者証（以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳を所持する次に掲げる者

(ア) 視覚障害により身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令15号）

別表第5号に該当する障害者（児）

（イ） 肢体不自由により身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令15号）別表第5の規定による障害の等級が1級から4級までのいずれかに該当する障害者（児） ただし、同表中上肢障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害であって上肢機能障害に該当するものを除く。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳を所持する知的障害者（児）

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者

エ 知的障害若しくは精神障害があると判定されている障害児

オ 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童であって、かつ、視覚障害、下肢障害又は体幹機能障害により屋外での移動が困難なもの

（3） 市長が障害福祉サービスの援護を行うこととなっていること。

（4） 法第28条第1項の規定による重度訪問介護，同行援護，行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けていないこと。

（5） 市長が移動支援の支給を必要と認めるもの

3 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、市が実施する障害福祉サービスの援護を受けている者で、必要と認めるものについても支給決定を行うものとする。

（支給決定の変更）

第5条 支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、受給者証を添えて岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書により速やかに市長に届け出なければならない。

（1） 氏名又は住所を変更したとき。

（2） 費用負担に変動を生ずる事由が発生したとき。

2 市長は、前項の届出があったときは、記載内容を変更した上で、当該受給者証を支給決定障害者等に交付するものとする。

(受給者証の返還)

第6条 支給決定障害者等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、速やかに岡山市地域生活支援事業受給者証返還届(様式第3号)とともに市長に受給者証を返還しなければならない。

(1) 移動支援を支給する必要がなくなったとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は第4条第2項に掲げる要件を欠いたとき(同条第3項の規定により認められるときを除く。)

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、支給決定障害者等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、支給決定を取り消すことができる。

(1) 移動支援を受ける必要がなくなったと認められるとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により支給決定を受けたことが判明したとき。

(4) 第5条第1項に規定する届出を怠ったことが判明したとき。

(5) 移動支援に係る費用を支援を受けた日の属する月の翌々月の末日までに負担しなかったとき。

(6) その他市長が支給を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消すときは、岡山市地域生活支援事業支給決定取消通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。

(補助事業者)

第8条 補助事業者は、第13条の規定により地域生活支援事業事業者として登録されているものでなければならない。

(補助対象経費)

第9条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、支給決定障害者等に対して当該支給決定の有効期間内に行う移動支援に要する費用に限る。

(補助金額)

第10条 補助金額は、移動支援1回につき30分ごとに900円（介護加算対象者にあつては1日につき1000円を加算した額）の100分の90に相当する額（次条の規定により、利用者負担額の支払の免除を受けた者にあつては、100分の100）で、支給決定障害者等の負担としなかった額とする。

2 同一の支給決定障害者等に係る所要時間は、1月50時間までとする。

(費用負担の免除)

第11条 移動支援に係る利用者負担額の支払の免除（以下「負担免除」という。）を受けようとする支給決定障害者等は、受給者証を添えて岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事由に該当するか否かについて検討し、負担免除の可否を決定し、その結果を記載した受給者証を申請者に交付するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者であるとき。

(2) 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等が18歳以上の場合にあつては、その配偶者に限る。）が移動支援事業に係る受給者証に記載された有効期間の開始月の属する年度（開始月が4月から6月までのものにあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者であるとき。

(3) 災害等の特別の事情があることにより、費用を負担することが困難であるとき。

(交付の申請)

第12条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、サービス事業所ごとに、岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書（様式第5号）及び岡山市移動支援利用実績記録票（様式第6号）を、市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎月10日までとする。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、岡山市地域生活支援事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(地域生活支援事業者の登録)

第13条 地域生活支援事業者の登録（以下「事業者登録」という。）の申請は、岡山市地域生活支援事業登録申請書（様式第8号）を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、登録を受けようとする者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは事業者登録を行うものとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる要件のいずれにも該当する者で市長が特に必要と認めるものについては、第1号に掲げる要件に該当しない場合であっても、事業者登録を行う。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 法第28条に規定する指定障害福祉サービス事業者であること。

(3) 適切な移動支援の実施が可能であること。

3 市長は、事業者登録を行うときは岡山市地域生活支援事業登録通知書（様式第9号）により、事業者登録を行わないときは岡山市地域生活支援事業登録却下通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(登録変更の届出)

第14条 事業者登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、当該事業者登録に係るサービス事業所の名称、所在地その他の事項に変更があったとき又は移動支援サービスを廃業したときは、当該変更又は廃止があった日から10日以内に岡山市地域生活支援事業変更（廃止）届出書（様式第11号）によりその旨を届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であった者（以下この条において「登録事業者等」という。）若しくはサービス事業所の従業者若しくは従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは出頭を求め、又は当該職員に係る関係人に対して質問させ、若しくは登録事業者等の事業所若しくはサービス事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(事業者登録の取消し)

第16条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すものとする。

- (1) 事業者登録を受けることができる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 規則第20条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき。
- (3) 前条の規定による報告をしなかったとき、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示をしなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 登録事業者又はサービス事業所の従業者が、前条の規定により出頭を求められてこれに応じず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、サービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (5) 登録事業者が、不正の手段により第13条第2項の規定による事業者登録を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、移動支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(移動支援提供の決定)

第17条 登録事業者は、支給決定障害者等から移動支援の提供を求められたときは、その者の提示する受給者証によって、支給決定を受けたサービスの種類、支給量及び利用者負担の割合、支給決定の有効期間等を確認するものとする。

2 登録事業者は、移動支援の提供を決定するに当たっては、当該支給決定障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をし、その者に対し、当該移動支援を利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明しなければならない。

3 登録事業者は、支給決定障害者等との間に移動支援を利用するための契約が成立したときは、当該支給決定障害者等に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 移動支援を提供するサービス事業所の名称、サービス事業所の代表者氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 移動支援の内容
- (3) 支給決定障害者等が支払うべき利用者負担額

(移動支援の基本取扱方針)

第18条 移動支援は、支給決定障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該支給決定障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 登録事業者は、その提供する移動支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(移動支援の具体的取扱方針)

第19条 登録事業者が行う移動支援の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 移動支援の提供に当たっては、第34条第1項に規定する移動支援計画に基づき、支給決定障害者等の地域での自立生活を促すために必要な援助を行うこと。

(2) 移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、支給決定障害者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 常に支給決定障害者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給決定障害者等又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(提供拒否の禁止)

第20条 登録事業者は、正当な理由なく移動支援の提供を拒んではならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第21条 登録事業者は、従業者にその同居の家族である障害者等に対する移動支援の提供をさせてはならない。

(契約量の報告等)

第22条 登録事業者は、移動支援を提供するときは、当該移動支援の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した移動支援の量（以下「契約量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約量の総量は、当該支給決定障害者等に対し決定されている移動支援の支給量を超

えてはならない。

3 登録事業者は、移動支援の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を市に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第23条 登録事業者は、移動支援の利用について市が行うあっせん、調整及び要請並びに岡山県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し協力しなければならない。

(支給決定障害者等に関する市への通知)

第24条 登録事業者は、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって支給決定を受け、又は受けようとしていると認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第25条 登録事業者は、サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該サービス事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な移動支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の登録事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(移動支援の利用の申請に係る援助)

第26条 登録事業者は、支給決定障害者等以外の者から移動支援の利用の申込みがあったときは、当該者に対し速やかに移動支援の提供が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 登録事業者は、移動支援の提供が支給決定障害者等に係る有効期間の満了により終了しないように、市が行う移動支援の支給決定に係る標準的な期間を考慮し、当該支給決定障害者等に対し、有効期間の更新等に関し必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第27条 登録事業者は、移動支援の提供に当たっては、支給決定障害者等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第28条 登録事業者は、移動支援を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 登録事業者は、移動支援の提供の終了に際しては、支給決定障害者等又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第29条 登録事業者は、従業者に身分を証する証票を携行させ、初めて支給決定障害者等を訪問するとき及び支給決定障害者等から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(ガイドヘルパーの業務上の注意)

第30条 登録事業者は、サービス事業所ごとに、当該サービス事業所のガイドヘルパーにより移動支援を実施しなければならない。

2 ガイドヘルパーは、移動支援を実施している間、身分を証明する証票を常に携行し、関係人の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 ガイドヘルパーは、移動支援を行ったときは、当該移動支援を受けた支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

4 ガイドヘルパーは、現に移動支援の提供を行っている場合に支給決定障害者等に病状の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

5 視覚障害者（児）に対する移動支援は、ガイドヘルパーのうち、告示第6号、第20号から第22号のいずれかに掲げる者又は同行援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が実施しなければならない。

(サービス提供の記録)

第31条 登録事業者は、移動支援を提供した際は、当該移動支援の提供日、内容その他必要な事項を、移動支援の提供の都度記録しなければならない。

2 登録事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から移動支援を

提供したことについて確認を受けなければならない。

(登録事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第32条 登録事業者は、金銭の使途が直接支給決定障害者等の便益を向上させるものであり、かつ、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるもの限り、支給決定障害者等に対し金銭の支払を求めることができる。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額等の受領)

第33条 登録事業者は、移動支援に要する費用のうち、補助対象経費（移動支援1回につき30分ごとに900円（介護加算対象者にあつては1日につき1000円を加算した額）。以下同じ。）に当たる部分について当該補助対象経費に受給者証に記載されている利用者負担の割合を乗じて得た額を利用者負担額として、支給決定障害者等から支払を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録事業者は、第11条の規定による負担免除を受けた支給決定障害者等については、前項の規定による利用者負担額の支払を受けてはならない。

3 登録事業者は、支給決定障害者等から第1項に規定する利用者負担額その他の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

4 登録事業者は、第1項に規定する利用者負担額以外の費用の支払を受けるサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(移動支援計画の作成)

第34条 登録事業者は、支給決定障害者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成しなければならない。

2 登録事業者は、前項の移動支援計画を作成したときは、支給決定障害者等及びその同居の家族に当該移動支援計画の内容を説明するとともに、当該移動支援計画を交付しなければならない。

3 登録事業者は、第1項の移動支援計画を作成した後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する移動支援計画の変更について準用する。

(運営規程)

第35条 登録事業者は、サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる移動支援事業の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 内容及び支給決定障害者等から受領する費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(掲示)

第36条 登録事業者は、サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第37条 登録事業者は、支給決定障害者等に対し適切な移動支援を提供できるよう、サービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 登録事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第38条 登録事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 登録事業者は、サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密の保持)

第39条 サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 サービス事業所は、他の登録事業者等に対して、支給決定障害者等に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により支給決定障害者等の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第40条 登録事業者は、移動支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、サービス事業所に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(苦情解決)

第41条 登録事業者は、その提供した移動支援に関する支給決定障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 サービス事業所は、その提供した移動支援に関し、第15条の規定により市が行う報告、文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくはサービス事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給決定障害者等又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第42条 登録事業者は、支給決定障害者等に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、市、当該支給決定障害者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(会計の区分)

第43条 登録事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、移動支援に係る事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第44条 登録事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 登録事業者は、支給決定障害者等に対する移動支援の提供に関する記録を整備し、当該移動支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第45条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に廃止前の岡山市移動支援事業実施要綱（平成19年市告示第391号。以下「旧告示」という。）第4条第2項及び第3項の規定による支給決定を受けている者は、この要綱第4条第2項の規定による支給決定を受けた者とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧告示第13条第2項の規定による事業者登録を受けている者は、この要綱第13条第2項の規定による事業者登録を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

通知書及び受給者証の記載事項	支給決定障害者等の氏名、居住地及び生年月日
	当該支給決定に係る障害者等が障害児である場合には、当該障害児の氏名及び生年月日
	交付の年月日及び受給者証番号
	支給量（支給決定を行った時間数をいう。）
	支給決定の有効期間
	障害支援区分
	利用者負担割合

様式第1号（第4条，第5条，第11条関係）

岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書

岡山市長 様

次のとおり申請します。

なお，この申請につき，市長が私又は私の世帯員の税務関係情報の調査を行うことに同意します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	昭和	年	月	日	続柄	
	氏名	(署名又は記名押印)		平成	年	月	日		
	居住地	〒							電話番号
	フリガナ		生年月日	平成	年	月	日		
	利用申請に係る児童氏名			令和	年	月	日		
障害者であることを証する書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A : B :) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(級) <input type="checkbox"/> 特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証 (医療受給者番号) <input type="checkbox"/> 医師診断書 (精神障害 ・ 難病患者等)								
障害程度区分	非該当・1・2・3・4・5・6 (認定を受けている場合に記入してください。)								
申請するサービスの種類等(申請しようとするサービスの種類等にチェックを入れてください。)									
サービスの種類	申請の具体的内容			サービスの説明					
<input type="checkbox"/> 移動支援	障害種別 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> 難病患者等			屋外での移動が困難な方に，外出のための支援を行います。 身体障害の場合は下肢・体幹機能障害1～4級で重度訪問介護に該当しない方が対象です。 知的障害及び精神障害の場合は行動援護に該当しない方が対象です。 難病患者等の場合は視覚障害，下肢機能障害又は体幹機能障害があつて屋外での移動が困難な方が対象です。					
<input type="checkbox"/> 日中一時支援	<input type="checkbox"/> 就労支援(タイムケア) (<input type="checkbox"/> 施設等 <input type="checkbox"/> 医療機関) <input type="checkbox"/> 一時的休息(レスパイト) (<input type="checkbox"/> 施設等 <input type="checkbox"/> 医療機関)			障害者(児)の家族の就労支援又は介護者の一時的な休息のため，通所して過ごします。 就労支援の場合，勤務証明書の添付書類が必要です。 医療機関は重症心身障害者等医療が必要な方が利用できます。					
				福祉事務所使用欄(医療機関利用確認内容) [重症心身障害者 登録・]					

(裏面に続きます)

サービスの種類	申請の具体的内容	サービスの説明
□福祉ホーム	利用予定事業所名	住宅事業等の理由により、居宅において生活が困難な方が利用できます。
□地域活動支援センター等	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センターⅠ型 <input type="checkbox"/> 地域活動支援センターⅡ型 <input type="checkbox"/> 地域活動支援センターⅢ型 <input type="checkbox"/> 小規模作業所 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 利用予定事業所名	通所して創作的活動及び生産活動を行います。
□生活サポート	必要とする支援	障害程度区分が非該当の場合、日常生活に関する支援及び家事援助を行います。
□訪問入浴サービス	必要とする支援	入浴が困難な寝たきりの状態の重度身体障害者の居宅に訪問入浴車を派遣し、簡易浴槽等を用いて入浴の機会を提供します。 通所サービス、訪問系サービス等の他制度の入浴支援では入浴困難な場合に利用できます。
費用負担の免除		
<p style="text-align: center;">利 用 者 負 担 額 免 除 申 請 欄</p> <p>(1) 生活保護を受給しているため、利用者負担額の免除を申請します。</p> <p>(2) 市町村民税非課税世帯(注)に属するため、利用者負担額の免除を申請します。 (いずれかに○をつけること。)</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p> <p style="text-align: right;">(署名又は記名押印)</p>		
<p>(注) 18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は、住民票に記載された世帯ではなく、「障害のある方本人及び同一の世帯に属する配偶者」です。</p>		

様式第2号

削除

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援受給者証返還届

岡山市長 様

居住地

氏 名

下記の理由により、岡山市地域生活支援受給者証を返還します。

- 1 利用決定者氏名
- 2 返還理由
- 3 返還理由の発生日

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業利用決定取消通知書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで地域活動支援事業の利用決定を取り消すので通知します。

1 利用決定者氏名

2 利用の期限 年 月 日まで

3 取消しの理由

岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書

岡 山 市 長 様

申請金額		百		千			円
------	--	---	--	---	--	--	---

内 訳				年			月	
	申請補助事業名			明細書件数	金 額			
	合 計							

上記のとおり申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則及び岡山市移動支援事業実施要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

年 月 日

事業所番号													
申請事業所	住 所 (所在地)												
	電話番号												
	名称												
	職・氏名	(署名又は記名押印)											

岡山市地域生活支援事業補助金請求書

岡 山 市 長 様

請求金額		百		千		円
------	--	---	--	---	--	---

内 訳			年			月		明細書件数	金 額
	請求補助事業名								
							合 計		

上記のとおり請求します。

年 月 日

事業所番号										
請求事業所	住 所 (所在地)									
	電話番号									
	名称									
	職・氏名									

様式第8号（第13条関係）

地域生活支援事業登録申請書

年 月 日

岡山市長様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく地域生活支援事業を実施する事業者として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

申請者（設置者）	フリガナ												
	氏名（名称）												
	フリガナ												
	住所（主たる事務所の所在地）	(郵便番号 -)											
	申請者連絡先	電話番号						FAX番号					
	法人の種類別												
	代表者の職・氏名	職名						フリガナ					
								氏名					
	フリガナ												
	代表者の住所	(郵便番号 -)											
申請する事業所等	フリガナ												
	名称												
	フリガナ												
	事業所（施設）の所在地	(郵便番号 -)											
	事業所連絡先	電話番号						FAX番号					
申請する事業の種類	相談支援事業						日中一時支援（レスパイト）						
	コミュニケーション支援事業						日中一時支援（タイムケア）						
	移動支援事業						生活サポート事業						
	地域活動支援センターⅠ型												
	地域活動支援センターⅡ型												
	地域活動支援センターⅢ型												
	小規模作業所												
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において既に指定を受けている場合	(事業所番号)												
	(障害福祉サービスの種類)												

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における事業者指定申請中の場合は、事業所番号は記入する必要はありません。

申請する事業の詳細

事業の名称												
定員												
事業開設(営業)日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日			
開設(営業)時間	平日							土曜			日曜 祝日	
サービス内容												
サービス利用料												
その他費用												
通常の実施地域												
事業の特色												

事業の名称												
定員												
事業開設(営業)日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日			
開設(営業)時間	平日							土曜			日曜 祝日	
サービス内容												
サービス利用料												
その他費用												
通常の実施地域												
事業の特色												

事業の名称												
定員												
事業開設(営業)日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日			
開設(営業)時間	平日							土曜			日曜 祝日	
サービス内容												
サービス利用料												
その他費用												
通常の実施地域												
事業の特色												

設 備 ・ 室 名 ・ 備 品 等 一 覧 表

事業所の名称()

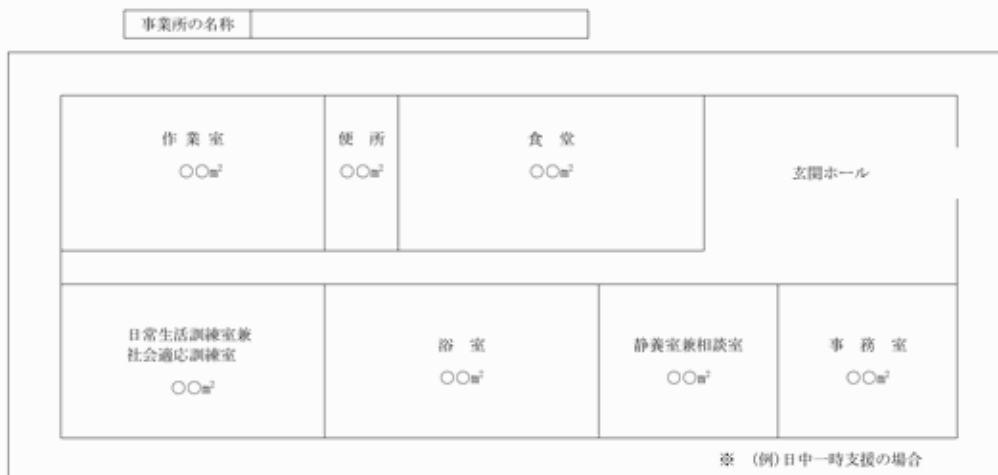
サービスの種類()

設 備 の 概 要	設 備 の 規 格 及 び 数 量	適 合 の 可 否
サービス提供上備えるべき 必要な設備の種類		
室 名	室 の 面 積 ・ 備 品 の 品 目 及 び 数 量 等	

- 備考 1 登録するサービスに係る関係要綱を参考にして作成してください。
- 2 必要に応じて写真等を添付し、その旨を併せて記載してください。
- 3 「適合の可否」欄には、何も記載しないでください。
- 4 記載欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

(参考様式：平面図)

平面図



- 備考 1 各室の用途及び面積を記載してください。
- 2 当該事業所の専用部分と他の事業所との共有部分がある場合には、それぞれを色分けする等して、使用関係を分かりやすく表示してください。
- 3 申請する事業に使用される箇所(事務室、相談室等)を太線で囲んでください。

様式第9号(第13条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業登録通知書

申請者 住 所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (名称及び代表者氏名) 様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり登録したので通知します。

サービスの種類	
事業所の名称	
事業所の所在地	
主たる障害の種別	
事業所番号	
事業開始年月日	年 月 日
備考	

様式第10号(第13条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業登録却下通知書

申請者 住 所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (名称及び代表者氏名) 様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり登録できませんので通知します。

1 サービスの種別

2 理由

様式第1号 (第4条, 第5条, 第11条関係)

様式第2号 (第4条, 第5条, 第6条, 第11条, 第17条, 第22条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第13条関係)

様式第11号 (第14条関係)